

(様式第2号)長野市若者奨学金返還支援事業補助金交付申請書の記入例

様式第2号(第8関係)

長野市若者奨学金返還支援事業補助金交付申請書

令和〇年〇月〇日

(宛先)長野市長

住所 長野市鶴賀緑町1613番地

氏名 長野 太郎

連絡先(電話) 026-224-7721

郵送された認定決定通知書を確認し、記入

年 月 日付け長野市指令 第 号で認定を受けた長野市若者奨学金返還支援事業について補助金の交付を受けたいので申請します。

記

- 補助事業の内容 奨学金返還支援
- 補助事業の期間 令和〇年4月1日～令和〇年3月31日
- 補助事業に要する経費 次ページ参照 円
- 補助金の申請額 次ページ参照 円
- 関係書類
 - 貸与奨学金返還確認票その他の奨学金の返還予定額を証する書類
 - 大学等を卒業し、又は修了したことを証する書類
 - 地元企業との雇用契約書その他の第3第3号に掲げる要件を満たすことが確認できる書類の写し
 - 住民票の写し
 - インターンシップ等に参加したことが確認できる書類
 - その他市長が必要と認める書類

同意書

令和〇年 〇月 〇日

(宛先)長野市長

長野市若者奨学金返還支援事業の交付申請に当たって、市民税の納付状況を確認することに同意します。

住所 長野市鶴賀緑町1613番地

氏名 長野 太郎

捺印

◎ 「3 補助事業に要する経費」の記入例

この項目には、「2 補助事業の期間」に記載の期間内における奨学金返還の予定額を記入してください。計算方法は次のとおりです。

(1) 大学等を卒業した月を確認します。

初年度における対象経費は、大学等を卒業又は修了した月の翌月から起算して6月を経過した日の属する月からとなります。(返還猶予手続き等をした場合を除く。)

例) 令和6年3月27日卒業→10月から返還開始

(2) 返還方法・割賦金を確認します。

返還方法・割賦金は、「貸与奨学金確認票」や「スカラネットパーソナル」をご確認ください。なお、初回及び最終の割賦金は、月々の割賦金と違う可能性がありますので、ご注意ください。

返還方法は、月賦返還(毎月定額の返還)と併用返還(毎月定額の返還と併せて、1月及び7月に返還額が加算)があります。

(3) 上記(1)、(2)を基に該当期間に支払う予定の金額を計算します。

◎ 「4 補助金の申請額」の記入例

この項目には、「3 補助事業に要する経費」を基に、当該年度における交付申請額を記入してください。(※繰上げ返済額は含みません。)計算方法は次のとおりです。

(4) 以下の補助率等を基に、申請額を計算します。

ア 対象経費(補助事業に要する経費)の2分の1かつ1年度につき96,000円が上限

イ 対象期間が12月に満たない場合は、8,000円×対象月数が上限

※ア、イの内、金額が少ない方が申請額となります。

ウ 申請額に1,000円未満の端数が出た際は、切り捨てる。

例：(1) 10月から返還開始

(2) 月賦返還で月々15,000円を返還予定

(3) 返還の対象月数は、10～3月の6か月間なので、

$15,000 \times 6 \text{か月} = 90,000 \text{円}$

(4) 次のとおり、補助率等を確認します。

ア 対象経費(90,000円)の2分の1 = 45,000円

イ $8,000 \text{円} \times \text{対象月数}(6 \text{か月}) = \underline{48,000 \text{円}}$

→ア、イの内少額の方なので、45,000円が申請額

【注意】

併用返還の場合、1月及び7月は、月賦金と併せて半年賦分の金額が加算されます。